○国土交通省令第十七号

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第二条第二項の規定に基づき、道路運送車両法関係手数料規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両法関係手数料規則

（審査試験項目及び審査試験項目別費用額）

第一条　道路運送車両法関係手数料令（以下「令」という。）第二条第二項の表一の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。

2　令第二条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「十一万六千円」とあるのは「三十三万七千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定共通構造部」とする。

3　令第二条第二項の表三の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第二の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第二の下欄に掲げるとおりとする。

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第二条　令第二条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一　別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目　令第二条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、三万三千円

二　別表第一第二号から第百三十三号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目　指定特定共通構造部を有し、又は令第二条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ　当該自動車審査試験項目のうち当該指定特定共通構造部を有し、又は当該指定特定装置を取り付けることにより試験を行う必要がないものの自動車審査試験項目別費用額の合計額

ロ　一万四千円に当該指定特定共通構造部（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第六項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを除く。）の数を乗じて得た額、十一万千円に当該指定特定共通構造部（同条第六項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものに限る。）の数を乗じて得た額及び一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額の合計額

（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条　令第二条第二項の表備考第二号の規定により減額することができる額は、指定特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する場合には、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

一　特定共通構造部審査試験項目のうち当該指定特定装置を取り付けることにより試験を行う必要がないものの特定共通構造部審査試験項目別費用額の合計額

二　一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	十一万六千円
二　最高速度の計測に係る試験	十二万五千円
三　原動機の出力の計測に係る試験	十二万五千円
四　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
五　保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十一条、第十一条の二第一項、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項、第二項及び第八項、第二十一条、第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十二条第一項、第二項及び第五項、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条第二項、第二十五条第一項から第四項まで、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三項及び第四項、第三十条、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第三十一条の二第一項、第二項及び第四項、第三十二条、第三十三条第二項、第四十一条、第四十一条の二、第四十二条、第四十三条の二第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条の二、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡易な方法による試験	十二万五千円
六　保安基準第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験（牽引自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
七　保安基準第五条に定める基準のうち、車輪の接地部の荷重に係る試験	十二万五千円
八　保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	十二万五千円
九　保安基準第六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
十　保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十一　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る試験	十八万七千円
十二　保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び前号に掲げる試験を除く。）	二十七万円
十三　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円
十四　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円
十五　保安基準第十条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
十六　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
十七　保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円